

大阪府住生活審議会居住安定確保計画推進部会運営要領

第1 趣 旨

大阪府住生活審議会規則（昭和48年大阪府規則第66号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第5条第1項の規定による「大阪府賃貸住宅供給促進計画」並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第4条第1項の規定による「大阪府高齢者居住安定確保計画」の策定及びその推進についての調査審議を行うため、大阪府住生活審議会に居住安定確保計画推進部会（以下「部会」という。）を置く。

第2 組 織

（1）部会は、下記の者で組織する。

- ① 部会に属する委員は、規則第2条第2項に規定する委員のうちから、規則第6条第2項の規定により会長が指名する。
- ② 部会に属する専門委員は、規則第3条第2項に規定する専門委員のうちから、専門の事項を調査審議させる必要があるときに限り、規則第6条第2項の規定により会長が指名する。

（2）部会に部会長を置く。部会長は、規則第6条第3項の規定により会長が指名する。

（3）部会長に事故があるときは、部会に属する委員等のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第3 会 議

（1）部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

（2）部会長は会議に必要があると認めるときは、参考人を会議に招集し、意見を聴取することができる。

第4 補 則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、令和3年3月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月4日から施行する。